

見附市告示第52号

見附市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

見附市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年見附市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第1項第1号」を「第22条の2第1項第1号」に改める。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第8条中「第2条第2項の」を削る。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。